

「筑後市協働のまちづくり基本条例」で 3月議会トピックス 白熱の議論

今議会に執行部から提出された議案のうち「筑後市協働のまちづくり基本条例」に議論が集中しました。本会議での主なやりとりをお知らせします。なお、3月11日に発生した「東日本大震災」に関連し、14日の本会議冒頭に犠牲者に対する黙とうを捧げたのち、全員賛成で筑後市議会として義援金を送ることを決定しました。

問 この条例を提案したのはなぜか。桑野市長時代にワークショップに諮問された自治基本条例との関係はどうなっているのか。

答 日本は右肩下がりの時代になった。自治体にとっては税金が期待できない社会になるということ。社会保障にはさらに財政支援が必要となる。国の財政事情を見てもこれまでのように国に頼れない時代が来る。

問 今回の条例は市に住民票のない通勤・通学者も対象にしているが、その理由は。

答 協働でよりよいまちを作るため、通勤・通学者も入れた。「環境パートナー事業」では、いろんな企業の市外からの勤務者に参加してもらっているし、学生にまちづくりのための会合に出席してもらっている例もある。

問 昨年可決した「安心・安全まちづくり条例」でも同様の定義である。

問 子供の参画を支援するというのが、条例に定めている「支援」の名のもとにさまざまな要求が市に寄せられる恐れはないのか。

答 若い人のまちづくりへの参画が少ない。次代を担う人材という意味で入れた。かつて「新エネルギービジョン」を作成する際には高校生を審議委員として入れたこともある。

問 市民からの提案や意見の取捨選択はどうするのか。恣意的にこれを行うことで、市の考えを正当化するため利用される懸念がある。

答 市長への手紙には必ず返事を出しているし、出前市長室でもその場で回答するようにしているが、即答できないものは後日HPに回答を掲載している。恣意的にならないよう、今後とも透明性の確保に努める。

問 「協働のまちづくり推進委員会」を設置するとあるが、議会は関与できない。

答 市が推進委員会を利用して、議会を無視した施策の推進を行う危険がある。

答 市の諮問機関なので、答申はもらうが、最終決定権は市長にある。

本会議での本議案の質疑は3時間近くに及び、その後総務文教委員会での審査

を経たのち、最終日の本会議で賛成・反対の立場から討論が行われた後「継続審査」と決しました。

その他の主な質疑

◆筑後市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について

問 二人の役割は

答 規則を制定して分ける。副市長に女性を起用する目的は。

問 男女共同参画条例を基本として進めるが、女性の視点をに入れてもらいたいと考えている。男女がともにまちづくりをしていくという思いで提案している。

◆筑後市部設置条例及び筑後市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例制定について

問 機構改革の意味するところは。

答 女性副市長を作るのが第一。協働推進部を廃止したのは全庁あげて「協働のまちづくり」を進めるため。子育て支援課を新設し、業務が多岐にわたっている健

康づくり課は介護保険課と健康づくり課に分けた。

◆地方独立行政法人筑後市立病院中期目標について

問 市立病院が災害時拠点病院になるというが、なぜ男女・筑後医療圏では今までなかったのか。

答 指定を受けるには耐震基準や設備を満たす必要があるが、公立八女総合病院は耐震基準を満たしておらず、筑後市立病院は耐震基準は満たしているが設備がなかった。今回、国の地域医療再生計画で施設を整備し、災害拠点病院の指定を受ける。

4月臨時議会報告

4月1日に臨時議会が開催されました。議決された議案は1件です。

◆地方独立行政法人筑後市立病院中期計画の認可について
【全員賛成 原案可決】

3月議会で可決した「地方独立行政法人筑後市立病院中期目標」に基づき、市長の指示を受けて市立病院が作成したものです。

3月定例会

会期日程

4日 開会・会期の決定

諸般の報告

議案上程提案理由説明
特別委員会報告

5日～6日 休会(土・日)

7日～8日 考案日

9日～11日 一般質問

12日～13日 休会(土・日)

14日 議案質疑 諸般の報告質疑
議案常任委員会付託

15日 考案日

16日 常任委員会付議案件審査
及 び 議案付託

17日 考案日

18日 予算特別委員会付議案件審査

19日～21日 休会(土・日・祝)

22日 議案上程・質疑・討論採決

23日 予算特別委員会付議案件審査

24日 考案日

25日 委員会審査報告 議案討論採決
議案上程・質疑・討論採決
会議録署名議員指名 閉会